

平成30年度 第3回函館市国民健康保険運営協議会

- 1 会議期日 平成31年3月25日（月）
- 2 会議場所 函館市中央図書館 2階 大研修室
- 3 開会時間 午後6時30分
- 4 閉会時間 午後8時00分
- 5 出席者氏名

○ 被保険者代表

奥寺委員，芹澤委員，長浜委員

○ 保険医または保険薬剤師代表

神田委員

○ 公益代表

○ 五十嵐委員，小林委員，小谷野委員，榊委員

○ 被用者保険代表

原田委員

○ 理事者

本吉市民部長，横川市民部次長，米田国保年金課長

五十嵐保険料収納担当課長

○ 運営協議会書記

6 議 題

(1) 正副会長の選出

(2) 諮問事項

ア 諮問事項の内容について

イ 国民健康保険料の基礎賦課限度額の改定内容について

(3) 報告事項

ア 平成31年度（2019年度）函館市国民健康保険事業特別会計予算の概要について

イ 平成31年度国民健康保険事業の取り組みについて

ウ 第2期データヘルス計画の進捗状況について

(4) その他

平成30年度 第3回函館市国民健康保険運営協議会議事録

日時：平成31年3月25日（月）午後6時30分

場所：函館市中央図書館 2階 大研修室

会 議 内 容

国保年金課管理担当司会

○事務局（市民部長）

函館市市民部長の本吉でございます。

年度末のお忙しい中，このように函館市国民健康保険運営協議会に参集いただきまして，誠にありがとうございます。

また，この度，新たに委員に就任いただきました委員の皆様，それから，引き続き委員に就任いただきました委員の皆様，これからもよろしくお願いいたします。

さて，国民健康保険につきましては，他の被用者保険などと比べまして，加入者の高齢化の進展がございまして，高齢化に伴う医療費の増加，また，加入者の多くに低所得者層が多いということで，構造的な問題を抱えていることが言われております。

このような課題の解決に向け，平成30年4月からは，いわゆる国保の都道府県単位化に，移行したところでございます。

都道府県単位化に伴いまして，国からの新たな財源も投入されておりますが，今後，医療費の増額が見込まれる中，国の支援策の動きも注視しながら，保険料引き下げのための取り組みなど，皆様からのご意見をいただきながら，安定した国保運営に続いていくよう，取り組んでまいりたいと考えております。

簡単ではございますが，会議の開催にあたりまして，私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 事務局 委員紹介
- 事務局紹介
- 会議成立宣言

○事務局

続きまして、議事に入りたいと思います。

本協議会の会長および副会長は、規定により、公益代表者の中から、選挙により決定するとなっております。

このため、会長が選出されるまでは、本協議会事務局の国保年金課長が、進行を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

意義なし。

○事務局

ありがとうございます。それでは、以降は国保年金課長が、進行させていただきます。

○事務局（国保年金課長）

国保年金課長の米田でございます。あらためまして、よろしく願いいたします。

○事務局（国保年金課長） 議事録署名委員指名

○事務局（国保年金課長） 正副会長の選出

それでは、議事の（1）正副会長の選出でございます。

本協議会の会長および副会長につきましては、函館市国民健康保険条例施行規則第2条に、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定されており、これまで互選によって決定してきたと

ころでございます。

このため、皆様のご同意をいただけますようでしたら、公益代表委員の中から、会長、副会長の候補者について、まず事務局案をご提案させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局（国保年金課長）

ありがとうございます。それでは、事務局案でございますが、会長には、市民生活に密着した分野での業務等の経験が非常に豊富で、国民健康保険に関する知識もお持ちになっていらっしゃる五十嵐委員に。

また、副会長には、前回の任期においても副会長職を務め、本協議会の運営にご尽力下さいました小林委員に、それぞれお願いしたいと考えますが、皆様、いかがでしょうか。ご承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

○各委員

拍手多数。

○事務局（国保年金課長）

拍手多数により、五十嵐委員に会長を、小林委員に副会長を、お願いしたいと思います。それでは恐縮ですが、五十嵐委員、小林委員は、それぞれ会長席、副会長席へお移り下さい。

それでは五十嵐会長より、ひとことごあいさつと、このあとの議事進行をよろしくお願いいたします。

○会 長

会長職を務めさせていただくことになりました五十嵐でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年4月に、約50年ぶりの大規模な制度改革である都道府県単位化がスタートし、財政運営の主体を北海道が担うことになりました。しかしながら、まだ新しい制度も2年目を迎えるところで、北海道では、今後、将来的な保険料水準の統一に向けた議論や、事務の標準化・効率化を進めていくとしているとのことです。この協議会の場で私自身も勉強させていただきながら、皆様からも忌憚のないご意見を頂戴し、本協議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、国民健康保険法の改正により、我々委員の任期につきましても、今回から、これまで2年間であったものが、1年延長されたとのことでありますので、3年間、小林副会長ともども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会 長 諮問事項

それでは、早速でございますが、議事を進めさせていただきます。

議事の(2)「諮問事項」でございます。まずは事務局から、説明をお願いいたします。

○事務局 資料説明

○会 長

それではただいま事務局から、諮問事項について説明がございました。

市からの諮問に対し、委員の皆さまから広くご意見などを頂戴し、本協議会としての答申案を考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、何かご意見、ご質問などがございましたら、挙手でお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。聞いてみたいことや、この中身についてももう少し

詳しくということがございましたらどうぞ。

はい，どうぞ。

○長浜委員

すみません。初めてでわからないので，当たり前のことを聞くかもしれませんが，まず，最初にお願いですが，今，色々と説明いただきましたが，「次の説明はこの資料をご覧ください。」と言っていたけると大変わかりやすく，今，どの資料で説明されているんだろうという，少し戸惑いがありました。そのお願いが一つです。

それから，とかくこの国保料が，低所得者層の方に非常に大変な状況があるということで，私自身も国保料を払っている身なので，それは自分なりにもわかりますけれども，特に今，他の保険料との関係も含めながら，高所得者層の負担割合が下がるんだよということだとか，例えば，今回の保険料が，いわゆる中間所得層に対して少しでも下げる努力がされているというところでは，なるほど，努力されているのかなと思っただけです。私も今まで子育てをしてきたときに，高額の所得層と言っても色々幅がありますよね。そういうときに，一つのラインで，高額の所はという形で示されているんですけど，そのあたりが，例えば他の保険などでは，所得によるので端的に出ますけれど，国保料の中で最高額のあたりの収入の人達は，どれくらいの収入の方が，ここの位置に該当するのかなど，そのあたりのことがわからないので，教えていただきたいと思います。

○会 長

事務局，お答え願います。

○事務局（賦課担当主査）

賦課限度額に達する所得金額であります。医療給付費分を例にとりますと，大体の金額になりますが，1人世帯では，給与所得で560万円

程度で限度額に達する金額になっております。これが…申し訳ございません、改定前でしたので、今回の引き上げを行った場合は、給与所得で580万円程度の金額で賦課限度額に達することになります。給与収入で表現致しますと、約780万円ほどで賦課限度額に達するというようになります。以上です。

○会 長

今の金額は、30年度のことでしょうか、それとも31年度のことでしょうか。

○事務局（賦課担当主査）

31年度のコ額です。

○会 長

長浜委員、どうでしょうか。

○長浜委員

はい。関連で聞いても良いですか。780万ということは、本当に現役の方の収入ということだなと思うんですが、私、たまたま、昨日か一昨日くらいに、今の国保の構成というか、国保に加入している構成割合について非常に驚いたのですが、厚生労働省の実態調査報告からということで、1965年度には農林水産業や自営業の方が、65%までいかないけれども、64%程度が占められていて、非正規などの雇用者や年金生活者など無職の方が16%程度。国保の1965年度には、そのような構成だったと。ところが2016年度には、最初に言った64%程度の方々の比率が、合わせて17.3%になっていると。今は、非正規と年金生活者・無職の方で、それ以外の状況になっているということが、本当に2、3日前に初めて、たまたまそういう資料を目にして、このような状況だからこそ、国保の支払いが大変な人達が、社会問題になるほどの実態にあるんだな

というように、私、思ったんですね。そのようなことで、先ほどの780万とか580万程度といった人達が国保の中でどれくらいいらっしゃるのか、また、軽減の対象となっている人達が国保の中ではどれくらいの割合いらっしゃるのか、ということを知っていく必要があるのかなというように思ったのですけれどいかがでしょうか。

○会 長

事務局，回答をお願いします。

○事務局（賦課担当主査）

いわゆる中間所得層の方というのは、大体の割合で言いますと、全体の40%程度が、いわゆる中間所得層といわれる所得階層になります。

ですからこういった方々の負担を軽減するために、賦課限度額の改定を、国もですね、そういった方針で進めているところでございます。

○事務局（賦課担当主査）

すみません。補足して説明させていただきます。賦課限度額に該当する割合ですが、全体の約2%の方が、賦課限度額に該当する世帯ということになります。

あともう一点、軽減対象ですね。いわゆる7割・5割・2割の軽減の対象になる方については、全体の約60%の方が対象となっております。以上でございます。

○会 長

先ほどの話、中間所得層が40%、賦課限度額が2%と、7割・5割・2割が60%ということによろしいでしょうか。

○事務局（賦課担当主査）

はい。

○会 長

長浜委員， どうでしょうか。

○長浜委員

パーセントはわかりました。もう少し色々話される中で， どういう方向でという議論も出てくるのかなと思います。事前説明に来ていただいたときに， やはり， 今までは函館市で一部分でも決められた部分が， 道で， 広域の形になったことによって， 函館市の中で， 以前， 函館市の国保料が高いからということ， そういえば一般会計から繰り入れられたことがあったはずだなと思って。でも， そういうことができない形になってきたように， 事前説明の時に受けたんですけれど。そういうことは。それでもなおかつ大変な人がいる場合には， どうやってそういう声や実態を届けていったらいいのかということが， すごくあるのではないかなと思っているのが一つ。ということは， 市から， 市長だったり議会だったり， そういったところから， そういう声を道に上げていくということが， 一番正式なルートなのかなと思うことと， そういった中で， 函館の場合， 特に昨年， 子供の貧困調査もやられましたよね。その時に， やっぱり病気になっても病院にかかれなかった， かからなかったという人がすごく多かったんですよね。そういったときに， 函館市の子供たちが安心して暮らせるために。貧困のことというのは， 色々な問題の根源になっていく場合もあるので。話が飛ぶようですが， この間の悲惨な， 心愛ちゃんですか。あのような話も， ちょうど貧困調査の時にこの下で行われた報告会でも， 中央病院の先生がおっしゃっていましたが， 病院でも発見できる場所があって， その役割もすごく大事って言われていたんですけれど。そういう国保とかで大変で病院にかかれなかった人が， そういうところで救われないとか， そういうこともあり得るのかなという気がする。国保の問題は， 大人の暮らしの問題であると同時に， 子供の幸せを守る問題でもあるのかなと思うので。より函館市としてどう声を上げていくのかということがすごく大事だと思っています。そし

て、国保の側で、病院にかかれなかった実態や未払いで、いわゆる２年で資格証になるんですでしたか。国保の。使えないというか、そういう制度もありますよね。そして、たまたま聞いた話ですが、それを売られた話を聞いたのですが。そんなことあるのって思ったんですけど。大変驚きました。そのような、いわゆる気になるようなことが、函館市のほうでも、捉えられたケースがあるのかどうかということも、できれば聞きたいと思います。お話ができるようであれば。

○事務局（市民部長）

今、長浜委員のほうから、何点かご質問がありました。国民健康保険料というものが、基本的に、まず、加入者にとって高いという部分がありまして。そういう加入者からの声だとか、そういう部分について、函館市として、また、函館市が北海道を通じて国へという部分につきまして、議会等でも、市民の方々からも、そういう声が挙がっております。

その中で、先ほど長浜委員、正規ルートと言いましたが、函館市のほうから、北海道の市長会を通じ、全国の市長会で、もう少し国の財源等を入れてほしい、きちんと入れてほしいというような要望。そして、話が一つ飛びましたが、子供の貧困に関して、子供に対しての保険料、国民健康保険料の場合には、どうしても家族の人数によってかかる部分もありますので、そこを何とかできないかということも含めて、全国市長会を通じて、要望を上げているところでございます。また、国のほうでもそういう声を受け止めて、制度の改正というものなども、今後、検討に入るのではと思いますが、これがいつそのようになるかというのは、まだ先が見えない部分であります。

また、先ほど国民健康保険に貧困家庭がいて、病院にかかりたいのにかかれないう部分ですが、まず一つは、国民健康保険料をそもそも払うのが大変だというパターンとですね、病院に行ったときに一部負担ということで、その場でお支払いいただく部分があるのですが、そこが苦しい、という２つのパターンがあるとは思っているのですが。

まず、一つ目の健康保険料につきましては、先ほど委員のほうからも、2年という部分は私もわからないのですが、健康保険料を滞納ということで納められない場合、資格証とか短期とか、健康保険証に代わるものの制度がございますが、基本的には健康保険というものは、病気になったときに受診をしていただくというのが基本になりますから、健康保険料が払えない場合も、たとえば資格証の発行自体は、函館市の場合、もうほとんど行っていない。現在もないわけではないのですが、その場合は、一旦、病院で10割でお支払いいただいて、申請いただくと残りの部分をお返しするという制度。あと、短期給付分がございますが、対応によって、そういう案件。ちょっと私自身がですね、そういう資格証か短期証かわかりませんが、他の人に譲られるという事例については、私、今日初めて聞いたところで、函館市においては、そういうことはないと思います。

ただ、全国でということにつきましては、滞納者に対するそういう請求、資格証ってというのは厳しいという市町村もあるということは、お聞きしております。いずれにいたしましても、今日、この場の運営協議会でもそうですが、国民健康保険の制度について、もう少しこういうふうにならないのかといったことなど、そういう議論をお聞きしてですね、北海道を通じて、また、市長会を通じて、国の方へ要望を挙げてまいりたいと思います。以上でございます。

○会 長

長浜委員，よろしいですかね。

○長浜委員

ありがとうございました。

○会 長

それでは、他の委員で、聞きたいこと。他の委員でご意見，それから

ご質問等あれば手を上げていただきたいと思います。

○会 長

また、先に進めていきながら、最後の方に、もし、質問等ありましたら、そのときにまたご質問いただければと思います。

では、今の諮問に関するところにつきましては、基本的な部分、了解できる、理解できる、ということとしますので、諮問内容に同意する旨、答申したいと考えますが、皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○会 長

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいりたいと思います。なお、文言の整理につきましては、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

意義なし。

○会 長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○会 長 報告事項

それでは次に、(3) 報告事項でございます。事務局、お願いします。

○事務局（国保年金課長）

報告事項は3件ございますが、まずは、平成31年度の予算等にかかる報告事項のアとイの2件につきまして、関連が深い内容でありますの

で、一括でご報告したいと思います。内容につきましては、各担当主査から説明いたします。

○事務局 資料説明

○会長

それでは、ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、また、ご意見やご質問などがありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

○小谷野委員

本当にお疲れ様でございますという感じで、一所懸命頑張って、収納率向上やら保健事業やら、さまざまな事業をやっていただいております。本当に、いつも言っているのですが、行政でここまでやらなきゃいけないのかと思うくらい、きめ細やかにやっていただいております。ありがとうございます。

収納率向上は、これはもう相手のあることで、本当に大変な中で、頑張っておっしゃっていること、本当に敬意を表しています。私の方からは保健事業、様々な、個別でハガキを出したり、電話をしたり、すごく頑張ってください、保健事業の推進や特定健診の向上のためにも、すごく頑張ってください。どの程度効果が出ているのかわかれば教えてください。少し右肩上がりになっているとは思っているのですが、その辺、お願いしたいと思います。

○事務局（健診担当主査）

健診の受診率につきましては、この後のデータヘルス計画の説明でも具体的にお話させていただこうと思っていましたが、右肩上がりになっております。嬉しい事に。29年度は30%を超えまして、順調に上がってきております。30年度の状況は、去年と同じくらいの伸び方ですので、

30%は超えるのではなかろうかというところでございます。

○小谷野委員

本当にお疲れ様でございます。よろしく申し上げます。以上です。

○会 長

ありがとうございます。他に、委員の方でご質問等はございませんか。

○長浜委員

ごめんなさい。初めて聞く言葉なので。その言葉の説明だけ、もう一度伺いたいと思いました。ペイジー口座受付というところ。もう一度わかるように教えていただければと思います。

○事務局（収納担当主査）

収納担当の山内でございます。ペイジー口座振替受付サービスというものについて、簡単に説明させていただきます。通常、従来は口座振替の受付をするとすると、銀行の通帳と印鑑ですとかを持って来ていただいて、申請書に記載していただく。そして、その申請書を函館市から金融機関へ送付して、その結果が戻って来るまでに大体1ヶ月ですとか要しております。申請者にとっても手間がかかりますし、時間もかかるというものでした。それが平成24年度から、ペイジー口座振替受付サービスを実施させていただいているのですが、その受付方法が金融機関のキャッシュカードを持って来ていただいて、簡単なこのくらいの大きさの機械に、キャッシュカードを「ピッ」と通していただいて、暗証番号を入力していただければその場で受付ができて。金融機関とのやり取りもほとんど時間がかからないで、受付が完了するというものになっております。

受付は、紙に書いて貰うと大体15分くらいかかっていましたが、この機械だと5分くらいで、お客様にとっても簡単になりましたし、時間も

かからなくなりました。ペイジー口座振替受付サービスは、函館市役所本庁舎の国保年金課のほか、各支所、7支所の窓口でも実施しておりますので、こちらのサービスを是非皆さまでもご案内いただけますよう、ご協力をお願いしたいと思います。

○長浜委員

ありがとうございます。

○会 長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○各委員

特になし。

○会 長

よろしいですか。無ければ、事務局から、次の報告事項の説明をお願いいたします。

○事務局（国保年金課長）

それでは、次に、報告事項のウ、第2期データヘルス計画の進捗状況についてでございます。

こちらは、本市における医療費適正化を推進するため、本協議会にてご意見等をいただき、昨年6月に策定しました3か年の計画でございますが、本日は、策定後の今年度の進捗状況や自己評価などについて、ご報告いたしますので、ご意見などを頂戴できればと考えております。

それでは、内容につきましては、担当主査からご説明いたします。

○事務局 資料説明

○会 長

それでは、ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見やご質問等がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんでしょうか。

○各委員

特になし。

○会 長 その他

それでは最後となりますが、その他として各委員の皆様から、全体を通じて何かございますでしょうか。

○委 員

特になし。

○会 長

では、事務局から何かありますか。

○事務局

特になし。

○会 長

それでは、本日の議事は以上となりますので、事務局へお返しします。

○事務局

五十嵐会長， どうもありがとうございました。それでは， 以上を持ちまして， 平成30年度第3回函館市国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は， ありがとうございました。

国保年金課管理担当閉会宣言